備考
１～３　（略）
４　（　）内には、エネルギー需給勘定、電源開発促進勘定、原子力損害賠償支援勘定又は先端半導体・人工知能関連技術勘定の別を記入する。

別紙様式第２号（第３条関係）
（略）
備考
１～３　（略）
４　（　）内には、エネルギー需給勘定、電源開発促進勘定、原子力損害賠償支援勘定又は先端半導体・人工知能関連技術勘定の別を記入する。

別紙様式第３号（第７条関係）
（略）
備考
１　（略）
２　（　）内には、エネルギー需給勘定、電源開発促進勘定、原子力損害賠償支援勘定又は先端半導体・人工知能関連技術勘定の別を記入する。

別紙様式第４号（第７条関係）
（略）
備考
１　（略）
２　（　）内には、エネルギー需給勘定、電源開発促進勘定、原子力損害賠償支援勘定又は先端半導体・人工知能関連技術勘定の別を記入する。

別紙様式第５号（第７条関係）
（略）
備考
１　（略）
２　（　）内には、エネルギー需給勘定、電源開発促進勘定、原子力損害賠償支援勘定又は先端半導体・人工知能関連技術勘定の別を記入する。

附　則

この命令は、情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第三十号）の施行の日（令和七年八月四日）から施行する。

備考
１～３　（略）
４　（　）内には、エネルギー需給勘定、電源開発促進勘定又は原子力損害賠償支援勘定の別を記入する。

別紙様式第２号（第３条関係）
（略）
備考
１～３　（略）
４　（　）内には、エネルギー需給勘定、電源開発促進勘定又は原子力損害賠償支援勘定の別を記入する。

別紙様式第３号（第７条関係）
（略）
備考
１　（略）
２　（　）内には、エネルギー需給勘定、電源開発促進勘定又は原子力損害賠償支援勘定の別を記入する。

別紙様式第４号（第７条関係）
（略）
備考
１　（略）
２　（　）内には、エネルギー需給勘定、電源開発促進勘定又は原子力損害賠償支援勘定の別を記入する。

別紙様式第５号（第７条関係）
（略）
備考
１　（略）
２　（　）内には、エネルギー需給勘定、電源開発促進勘定又は原子力損害賠償支援勘定の別を記入する。

デジタル庁令・省令

○デジタル庁総務省令第十三号

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第三十号）の施行に伴い、並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第八号及び別表の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年八月一日

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令の一部改正）

第一条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第四十三条の二の八　法別表七十八の三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。	**第四十三条の二の八**　［同上］
一　情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第十二条第一項の情報処理安全確保支援士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	一　情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第十五条第一項の情報処理安全確保支援士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
［二　略］	［二　同上］
三　情報処理の促進に関する法律第十五条第一項（同法第二十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の情報処理安全確保支援士の登録事項の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務	三　情報処理の促進に関する法律第十八条第一項（同法第二十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の情報処理安全確保支援士の登録事項の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
四　情報処理の促進に関する法律第十六条の情報処理安全確保支援士の登録の取消し又は名称の使用の停止に関する事務	四　情報処理の促進に関する法律第十九条の情報処理安全確保支援士の登録の取消し又は名称の使用の停止に関する事務